

# 会計外の通帳管理に係る調査報告書

平成 27 年 5 月 15 日

公益財団法人千葉県消防協会長

公益財団法人千葉県消防協会について、平成26年度の包括外部監査の指摘を受けて、財務会計を精査している中で、会計外の通帳が存在していたことから、その会計処理等について内容を調査することといたしました。

調査の実施にあたっては、事務局長が、当協会に保存されていた関係書類及び物品並びに保管されていた預金通帳を突き合わせ、さらに事務局職員から事情を聴取したものであり、調査結果について以下のとおり報告します。

## 1 事実の概要

下記のとおり、会計外の通帳が3件認められた。これ以外の会計外の通帳は存在しない。

### (1) 通帳A: 冊子「消防操法」の販売に係る通帳

千葉銀行 松ヶ丘支店 普通口座 ●●●●●●●●

名義 公益財団法人千葉県消防協会 専務理事 ●●●●●●

残額 10,635,184円 (平成27年3月31日現在)

### (2) 通帳B: 公益財団法人日本消防協会のあっせん物品等に係る通帳

千葉銀行 松ヶ丘支店 普通口座 ●●●●●●●●

名義 公益財団法人千葉県消防協会 専務理事 ●●●●●●

残額 530,121円 (平成27年3月31日現在)

### (3) 通帳C: 冊子「守れ、わがまち」及び「記章」のあっせんの通帳

千葉銀行 松ヶ丘支店 普通口座 ●●●●●●●●

名義 公益財団法人千葉県消防協会 専務理事 ●●●●●●

残額 139,912円 (平成27年3月31日現在)

平成27年3月31日現在の預金合計	11,305,217円
-------------------	-------------

また、5月7日現在の状況は、以下のとおりである。

・通帳A:通帳残額10,830,184円

(3月末よりも195,000円の増、4月以降の冊子「消防操法」代金の振込130冊分)

・通帳B:通帳残額532,121円

(3月末よりも2,000円の増、4月以降のネクタイ・ピンの販売代金及び誤入金)

・通帳C:通帳残額158,776円

(3月末よりも18,864円の増、4月以降の冊子「守れわがまち」代金の振込131冊分)

・現金:69,000円

(4月以降の冊子「消防操法」現金販売46冊分)

#### 【参考】 現存する通帳の種類

上記1のほか会計内で使用している通帳。

① 基本財産保管用(千葉銀行県庁支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会会長 ●●●● 定期口座 ●●●●●●●●●●)

② 基本財産保管用(千葉銀行県庁支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会会長 ●●●● 債券保護預り口座 ●●●●●●●●●●)

③ 基本財産利子受取用(みずほ銀行千葉支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会 普通口座 ●●●●●)

④ 本部一般会計用(千葉銀行県庁支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会会長 ●●●● 普通口座 ●●●●●●●●●●)

⑤ 弔慰金積立用(三井住友信託銀行千葉支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会 定期通帳 ●●●●●●●●●●●●●●●●)

⑥ 弔慰金積立用(千葉銀行松ヶ丘支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会会長 ●●●● 定期口座 ●●●●●●●●●●)

⑦ 弔慰金利息受け取り用(三井住友信託銀行千葉支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会 普通口座 ●●●●●●●●●● )

⑧ 会館準備積立用(三井住友信託銀行千葉支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会 普通口座 ●●●●●●●●●●)

⑨ 福祉共済用(千葉銀行松ヶ丘支店)

(名義 公益財団法人千葉県消防協会専務理事 ●●●● 普通口座 ●●●●●●●●●●)

## 2 調査の方法

当協会に保管する会計関係の文書、支払帳票等(銀行の預金通帳を含む。)を突合し、同時に事務担当者への聞き取りなどを実施した。

すなわち、(1)については、各消防団・消防職員からの申込書、協会に現存する冊子の受け払い簿と通帳を突き合わせることで、注文された冊子の頒布数と在庫数を確認した。併せて、この過程において担当者に説明を求めた。

また、(2)については、各消防団・消防職員からの申込書、千葉県消防協会に現存する日本消防協会に充てた支払伝票、通帳の記載内容、日本消防協会からの支払い請求書を突合することにより、あっせんに係る物の流れを調査した。併せて、その過程において、担当者に説明を求めた。

更に、(3)については、各消防団・消防職員からの申込書、通帳の記録内容、日本消防協会及び記章製作者からの領収書を突き合わせることで、冊子「守れ、わがまち」の頒布状況と記章の注文・販売状況を調査した。併せて、その過程において、担当者に説明を求めた。

## 3 会計外の通帳により処理することとなった経緯

### (1) 通帳Aで処理した内容・・・冊子「消防操法」の出版について

災害の第一線・現場においては、瞬時の判断力と迅速な行動を要求されることから、より効果的な消防活動を行い、消防操法の能力向上に資するため、消防操法大会を開催している。これに出場する消防団員の便宜等を考慮して、平成2年1月に、消防操法の解説書を刊行した。

千葉県消防操法大会は、当該解説書に示された消防操法に準拠して実施しているところである。また、消防操法第四次改定版は平成25年4月に6,000冊発注し、落丁対応分として若干多く納入され、これまでのところ、4,728部を頒布した結果(無償配布分を含む。)、在庫としては1,347部存在する。(平成27年3月31日現在)

当該解説書は、当初から会計外処理をされていたと推察されるが、当時の関係書類も既に保存年限を経過したため廃棄してしまっている。これは、冊子を印刷し、その販売代金により次の冊子を印刷するという考えで管理していたことから、本来の会計の中で処理すべきとの認識が不十分であり、従来からの処理方法をそのまま行っていたものである。

(2)通帳Bで処理した内容…あっせん等について

日本消防協会では取り扱っている「団員手帳」、「職章」等を消防団員の要望に応じてあっせんしているものであるが、「事務費」ないし「手数料」の額が累積するものの、取り次ぎ的なものであることから本来の会計の中で処理すべきとの認識が不十分であり、従来からの処理方法をそのまま行っていたものである。

また、千葉県消防協会独自に行っていたネクタイ・ピン、カフスポタンなどについては、原価で販売しているものであり、利益が発生するものではないことから、本来の会計で処理するものとの考えに至らなかった。

① 日本消防協会からのあっせんに係る物品について(消費税込みの価格である)。

物品の種類	消防職員等に対するあっせん価格	手数料・事務費の額	在庫数
消防団員の職章 * 団長、副団長、 分団長によつ て差異がある。	消防団長制服用 6, 680円 私服用 7, 190円 セット 12, 340円 副団長・分団長制服用 5, 650円 私服用 6, 170円 セット 10, 280円	日本消防協会から 集計額から10%を控 除した請求書を送付 されており、千葉県協 会はその請求書に従 って入金している。	0
Tシャツ	1, 500円	100円	0
消防団手帳	463円	10円	0
幹部実務必携	1, 080円	100円	0

日本消防協会からのあっせん品については、Tシャツのように明確に事務手数料の額が定まったものもあり、職章のように手数料ないし事務費を考慮して一定額を控除して請求されるものもある。

なお、千葉県消防協会から日本消防協会への口座振込手数料は、千葉県消防協会の負担において日本消防協会へ送金していることから、実際に千葉県消防協会に残る事務手数料は振込手数料控除後の額となっている。

② 千葉県消防協会独自に取り扱っている物品について

物品の種類	消防職員等に対する販売価格	在庫数
賞状用紙		
支部長特別功労賞	1枚 72円	0
支部長功労賞	1枚 72円	0
支部長精勤章	1枚 72円	0
支部長枠のみ	1枚 52円	13
職員表彰	1枚 72円	0
団員表彰	1枚 72円	294
職員枠のみ	1枚 52円	15
団員枠のみ	1枚 52円	2
ネクタイ・ピン	460円	153
カフスボタン	1,500円	5
タイタック	600円	47

(3) 通帳Cで処理した内容・・・「守れ、わがまち」の頒布・記章等の頒布について

「守れ、わがまち」については、公益財団法人日本消防協会から平成26年度は1部140円、平成24年度及び25年度は1部150円で仕入れて、同額で頒布していたため、利益は発生していない。また、団長の記章についても、受注製作し原価で販売しているものであり、いずれも利益の発生がないことから、本来会計で処理すべきとの考えに至らなかった。

なお、「守れ、わがまち」の頒布のうち、平成25年度に入金が未だ済んでいないものが10冊分(1,500円分に相当)存在する。この10冊分については頒布先の消防団に確認したところ、請求書が届いていないということであり、事務局担当者が請求書の発行を失念していたためと思料されることから、再度請求書を発行することとした。

物品の種類	消防職員等に対する販売価格	在庫数
冊子「守れ、わがまち」	140円・150円	0
団長記章	10,000円・15,000円	0

#### 4 会計外処理していた通帳から支出された経費の処理について

いずれも本来の会計への算入を行うこととなるが、これまでの収支については、下記のとおりである。

##### (1) 「消防操法」販売に係る通帳から支出された項目について

「消防操法」販売に係る通帳から支出されたのは、支払書類の突合せができる平成22年度以降は、誤入金による返戻分及び配送料を除き、印刷会社への支払い2回、及び第20回全国女性消防団員活性化ちば大会に係る支払いが2回である。

第20回全国女性消防団員活性化ちば大会の実施に当たっては、民間事業者への委託を行ったところであるが、当初想定したよりも数多くの方々の参加を得た結果(当初の設計時には2,000人。実際の参加人数は、3,800人)、業務運営費が膨らみ、大会直前に会場の手直しや追加があった項目については、千葉県消防協会の負担に帰すべきものと協会内部で判断し、やむなく、次の出版を勘案し残額が存在していた通帳から支払ったものであり、本来は、この通帳から支出すべきものではなく、不適正な会計処理であった。

##### ※主な支出の内訳

###### ・印刷会社への支払い

平成23年3月24日		930,300円
平成25年4月11日		4,107,600円

###### ・第20回全国女性消防団員活性化ちば大会に関する支払い

平成26年12月19日	 及び 	1,215,040円
平成27年 3月 6日		717,900円

単位:円

年度	収入額	支出額	年度末残高
22	1,066,702	976,150	8,868,382
23	500,062	0	9,368,444
24	930,393	0	10,298,837
25	4,894,554	4,160,244	11,033,147
26	1,534,867	1,932,830	10,635,184

(2) 日本消防協会からのあっせん物品等に係る通帳から支出された項目について

あっせん物品等に係る通帳の中から支出したものは、日本消防協会への支払代金及び振込手数料などである。支出書類の突合せができる平成22年度以降は、支出は71件あり、うち8件は誤入金の返戻分であり、残りはすべて日本消防協会への支出及び振込手数料、記章製作会社・印刷業者への支払いである。

なお、千葉県消防協会独自に行っていたネクタイ・ピン、カフスボタンなどについては、原価で販売しているものであり、利益が発生するものではない。

したがって、通帳には日本消防協会のあっせん物品の取扱いに係る手数料等が残っている。

単位:円

年度	収入額	支出額	年度末残高
22	3,908,152	3,642,241	359,923
23	3,984,754	3,903,120	441,557
24	1,300,550	1,303,240	438,867
25	2,837,946	2,792,110	484,703
26	782,117	736,699	530,121

(3) 「守れ、わがまち」冊子等の頒布について

「守れ、わがまち」に係る通帳から支出したものは、日本消防協会への支払い代金であり、仕入れ価格と販売価格が同額であるため手数料等は発生していない。

また、県協会の記章等についても、仕入れ価格と販売価格が同額であるため、手数料等は発生していない。なお、残高は、年度間の繰越しによるものである。

単位:円

年度	収入額	支出額	年度末残高
24	165,890	298,900	208,548
25	381,245	371,250	218,543
26	263,947	342,578	139,912

## 5 調査のまとめ

### (1) 総括

会計外の3件の通帳で管理していた収支の内容は、いずれも県消防協会の業務として位置づけられるべきものであることから、これをこれまで会計外の経理で扱ってきたことは重大な手続き誤りであった。しかしながら、今回関係書類等との照合により点検を行った限りでは、私的な流用は認められなかった。

### (2) 平成26年度決算での対応

平成26年度決算については、これまで会計外としている部分を会計内に、貸借対照表の預金・棚卸資産及び正味財産増減計算書の経常外収益において過年度修正益として取り込むこととする。